

第 1 回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時 平成28年 3 月25日(金曜日)
午前10時 開会
(当日は、午前 9 時より受付を開始いたします。)

開催場所 東京都荒川区東日暮里 5 丁目50番 5 号
ホテルラングウッド 2 階 朱鷺の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

第 1 回定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	3
連結計算書類……………	21
計算書類……………	24
監査報告……………	28
(株主総会参考書類)	
第 1 号議案 定款一部変更の件……………	32
第 2 号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 4 名選任の件……………	41
第 3 号議案 監査等委員である取締役 6 名選任の件…	43
第 4 号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額設定の件……………	46
第 5 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件…	46

◎本年より、株主総会ご出席の株主様へのお土産はとりやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社日本創発グループ

(証券コード 7814)
平成28年3月9日

株 主 各 位

東京都荒川区東日暮里6丁目41番8号
株式会社日本創発グループ
代表取締役社長 鈴木 隆 一

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年3月24日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月25日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号
ホテルラングウッド 2階 朱鷺の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第1期（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第1期（自平成27年1月5日 至平成27年12月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」ならびに「計算書類の個別注記表」につきましては、法令ならびに当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jcpj.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類ならびに計算書類は、会計監査人ならびに監査役が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類ならびに計算書類の一部であります。

◎本株主総会参考書類、事業報告ならびに連結計算書類および計算書類の内容とすべき事項について修正が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jcpj.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承願います。

## (添付書類)

### 事 業 報 告

(自 平成27年 1月 1日)  
(至 平成27年12月31日)

#### 1. 企業集団の現況

##### (1) 当事業年度の事業の状況

当社は、平成27年1月5日に単独株式移転により東京リスマチック株式会社の完全親会社として設立されました。このため、当社の第1期事業年度は平成27年1月5日から平成27年12月31日までとなりますが、当社の連結計算書類は連結子会社となった東京リスマチック株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しているため、当連結会計年度は平成27年1月1日から平成27年12月31日までとなります。また、単独株式移転の方法による株式移転のため、連結の範囲に実質的な変更はありませんので、参考として東京リスマチック株式会社の平成26年12月期の連結業績との比較を前期比として記載しております。

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安の定着と原油価格の下落による企業収益の改善と、外国人観光客の増加による個人消費の底上げもあり、全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、中国および新興国等の経済の下振れリスクによる輸出の鈍化や中東やアジアの地政学上のリスク等は存在しており、先行き不透明な状況にあります。

当社企業グループの属するクリエイティブサービス業界におきましては、スマートフォンやタブレットなどの普及、モバイル通信などのインターネット環境の拡大化などの影響を受けて顧客ニーズは急速に多種、多様化しております。

当社企業グループは、各社が得意とする分野における優れた技術およびノウハウと、最新設備を備えたグループインフラにより、印刷業界にとらわれずに幅広いビジネス展開を積極的に推進してまいりました。加えてワンストップで様々なプロフェッショナルなサービスを提供することができるよう横断的な体制を整え、ソリューション営業を行っております。

当期においては、オフセット輪転印刷サービスを主要業務とする株式会社美松堂、精巧なフィギュアの企画製造販売を行う株式会社メディコス・エンタテインメント、紙器によるセールスプロモーションツール制作を得意とする株式会社エム・ピー・ビー、主に新築分譲マンションなどのセールスプロモーションの企画および制作を行う株式会社アスティの業績が当連結会計年度期首より加わっております。さらに平成27年10月から、ファンシー・キャラクター文具・雑貨等の企画・製造を行う株式会社サカモトを連結業績に加え、事業拡大を図っております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高328億48百万円（前期比49.3%増）、営業利益は5億37百万円（前期比235.8%増）、匿名組合出資契約により先行する運用損4億14百万円の計上により経常利益32百万円（前期は経常損失98百万円）、連結子会社1社に関してグループ化当初の事業計画から遅延の発生が見込まれたため、保守的観点からのれんの減損処理を行ったことにより当期純損失4億28百万円（前期は不動産売却に伴う特別利益および税効果により純利益7億77百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、9億47百万円となりました。主なものとしては、オフセット印刷設備およびデジタル印刷設備等の機械装置及び運搬具であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金および借入金で賄い、増資あるいは社債の発行等による資金調達は行っておりません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は顧客サービスの一層の向上・顧客層の拡大および収益力の向上を図ることを目的として、平成27年7月1日付の株式取得により株式会社サカモト（持分98.84%）を子会社化いたしました。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                              | 第40期<br>平成24年12月 | 第41期<br>平成25年12月 | 第42期<br>平成26年12月 | 第1期<br>(当連結会計年度)<br>平成27年12月 |
|----------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------------------|
| 売上高(百万円)                         | 19,946           | 20,641           | 22,008           | 32,848                       |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(百万円)           | 739              | 762              | △98              | 32                           |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(百万円)         | 839              | 496              | 777              | △428                         |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円) | 76.83            | 44.30            | 69.03            | △36.89                       |
| 総資産(百万円)                         | 19,729           | 23,616           | 32,858           | 30,786                       |
| 純資産(百万円)                         | 8,795            | 9,284            | 10,006           | 9,329                        |
| 1株当たり純資産額(円)                     | 791.07           | 817.04           | 859.90           | 787.82                       |

- (注) 1. 参考として、第40期から第42期までの東京リスマチック株式会社の連結会計年度における数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資本金<br>(百万) | 当社の議決<br>権比率(%)  | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|-------------|------------------|---------------|
| 東京リスマチック株式会社        | 80          | 100              | クリエイティブサービス事業 |
| 株式会社プレシーズ           | 80          | 100              | クリエイティブサービス事業 |
| サンエーカガク印刷株式会社       | 80          | 100              | クリエイティブサービス事業 |
| 株式会社キャドセンター         | 80          | 99.95<br>(29.66) | クリエイティブサービス事業 |
| 株式会社大熊整美堂           | 80          | 100              | クリエイティブサービス事業 |
| 成旺印刷株式会社            | 80          | 100              | クリエイティブサービス事業 |
| プリンティングイン株式会社       | 80          | 100              | クリエイティブサービス事業 |
| 株式会社キョーコロ           | 80          | 100              | クリエイティブサービス事業 |
| 株式会社ポパル             | 80          | 88.31            | クリエイティブサービス事業 |
| 株式会社美松堂             | 80          | 100              | クリエイティブサービス事業 |
| 株式会社メディコス・エンタテインメント | 80          | 99.23            | クリエイティブサービス事業 |
| 株式会社エム・ピー・ビー        | 80          | 91.30            | クリエイティブサービス事業 |
| 株式会社アスティ            | 80          | 100              | クリエイティブサービス事業 |
| 株式会社サカモト            | 80          | 98.84            | クリエイティブサービス事業 |

(注) 1. 当社の議決権比率の( )内は、間接所有割合を表示しており内数であります。

2. 平成27年7月1日付の株式取得により株式会社サカモトを子会社化いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社企業グループが属するクリエイティブサービス業界においては、デジタル技術の発展等により、そのニーズは急速に多種、多様化しております。今後も技術の進歩等を要因としたニーズの変化が予測されるところであります。

こうした環境認識の下、当社企業グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

- ① グループ各社の役割と事業責任の明確化、また経営の機動性を向上させ、効果的な経営資源の調達および配分を行うことでグループ全体の企業価値の向上を図ってまいります。
- ② グループ各社が専門とする技術およびノウハウのさらなる向上を図るとともに、グループ各社の連携の強化、付加価値の高いサービスの提供、新たなサービスの開発等により顧客満足度の向上に取り組んでまいります。
- ③ 主力事業領域におけるシェア拡大、新規事業領域への挑戦、また不採算事業の構造改革等を、M&Aや事業譲渡を含め機動的な組織再編に取り組み、安定的な事業ポートフォリオの形成を目指してまいります。
- ④ 当社企業グループは事業拡大のため、人材の確保および教育を重要な課題と認識しております。当社が中心となって、潜在能力の高い人材の獲得に向けて各種採用活動を進めるとともに、今後もより一層社員の成長のための仕組み等を検討してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

企業集団の主要な事業セグメント

当社企業グループは、当社と子会社19社（連結子会社14社、非連結子会社5社）および関連会社3社で構成され、「クリエイティブをサポートする企業集団」として、クリエイティブサービス事業を営んでおります。



(6) 主要な営業所及び工場（平成27年12月31日現在）

- ① 本社 東京都荒川区
- ② 子会社

| 会 社 名               | 名 称 | 所 在 地        |
|---------------------|-----|--------------|
| 東京リスマチック株式会社        | 本社  | 東京都荒川区       |
|                     | 事業所 | 東京都千代田区他10ヶ所 |
|                     | 工場  | 東京都板橋区他5ヶ所   |
| 株式会社プレシーズ           | 本社  | 東京都千代田区      |
| サンエーカガク印刷株式会社       | 本社  | 東京都千代田区      |
| 株式会社キャドセンター         | 本社  | 東京都千代田区      |
|                     | 営業所 | 大阪府大阪市中央区    |
| 株式会社大熊整美堂           | 本社  | 東京都千代田区      |
| 成旺印刷株式会社            | 本社  | 東京都千代田区      |
| プリンティングイン株式会社       | 本社  | 東京都武蔵野市      |
| 株式会社キョーコロ           | 本社  | 東京都葛飾区       |
| 株式会社ポパル             | 本社  | 東京都豊島区       |
| 株式会社美松堂             | 本社  | 東京都千代田区      |
|                     | 工場  | 茨城県つくば市      |
| 株式会社メディコス・エンタテインメント | 本社  | 東京都新宿区       |
| 株式会社エム・ピー・ビー        | 本社  | 埼玉県戸田市       |
| 株式会社アスティ            | 本社  | 東京都千代田区      |
| 株式会社サカモト            | 本社  | 東京都台東区       |

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 1,542名  | 70名増                  |

（注） 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇員は含んでおりません。

2. 当社は設立第1期であるため、参考として東京リスマチック株式会社の前連結会計年度末の使用人数との増減を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

| 借 入 先         | 借 入 額    |
|---------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行     | 7,600百万円 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 3,900百万円 |
| 株式会社三井住友銀行    | 3,384百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,187,280株
- ③ 株主数 3,230名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                         | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 T K O                                 | 4,792,000株 | 39.32%  |
| 日 本 創 発 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会                   | 1,406,400株 | 11.54%  |
| 中 田 久 士                                       | 909,900株   | 7.47%   |
| 野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社<br>(日本創発グループ従業員持株会専用信託口)  | 469,100株   | 3.85%   |
| 三 本 松 裕 興                                     | 330,600株   | 2.71%   |
| 鈴 木 隆 一                                       | 326,900株   | 2.68%   |
| 仲 田 広 道                                       | 315,000株   | 2.58%   |
| 鈴 木 静 枝                                       | 224,000株   | 1.84%   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行<br>(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) | 120,000株   | 0.98%   |
| D I C グ ラ フ ィ ッ ク ス 株 式 会 社                   | 120,000株   | 0.98%   |

(注) 東京リスマチック従業員持株会は、株式移転により、日本創発グループ従業員持株会となっております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                |
|---------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 鈴 木 隆 一   | 東京リスマチック株式会社代表取締役社長<br>株式会社ＴＫＯ代表取締役<br>株式会社美松堂代表取締役<br>株式会社エム・ピー・ビー代表取締役<br>株式会社ビアンコ代表取締役<br>株式会社メディコス・エンタテインメント代表取締役<br>株式会社サカモト代表取締役 |
| 取 締 役         | 寺 澤 眞 一   |                                                                                                                                        |
| 取 締 役         | 鈴 木 俊 郎   | 株式会社プレシーズ代表取締役                                                                                                                         |
| 取 締 役         | 根 岸 大 蔵   |                                                                                                                                        |
| 常 勤 監 査 役     | 柴 崎 隆 夫   |                                                                                                                                        |
| 常 勤 監 査 役     | 齊 藤 進     |                                                                                                                                        |
| 常 勤 監 査 役     | 大 塚 利 百 紀 |                                                                                                                                        |
| 監 査 役         | 萩 原 秀 子   | 税理士                                                                                                                                    |
| 監 査 役         | 西 川 清 子   | 税理士                                                                                                                                    |

- (注) 1. 鈴木隆一氏は上記以外に3社の役員を兼務しております。  
2. 鈴木俊郎氏は上記以外には2社の役員を兼務しております。  
3. 寺澤眞一氏、根岸大蔵氏はそれぞれ1社、2社の役員を兼務しております。  
4. 監査役全員は、社外監査役であります。  
5. 監査役柴崎隆夫氏は東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。  
6. 監査役全員は、以下のとおりの財務及び会計に関する知見を有しております。  
1) 常勤監査役柴崎隆夫氏は、金融機関における長年の経験と財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。  
2) 常勤監査役齊藤進氏は、他社において代表取締役として会社経営の実績があり、会社経営に関する豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
3) 常勤監査役大塚利百紀氏は、他社において取締役として会社経営の実績があり、会社経営に関する豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4) 監査役萩原秀子氏及び西川清子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等  
当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 支 給 人 員      | 支 給 額            |
|------------------|--------------|------------------|
| 取 締 役            | 4 名          | 45百万円            |
| 監 査 役<br>(社外監査役) | 5 名<br>(5 名) | 16百万円<br>(16百万円) |
| 合 計<br>(社外役員)    | 9 名<br>(5 名) | 61百万円<br>(16百万円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年10月24日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成26年10月24日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項  
イ. 当事業年度における主な活動状況

|               | 活 動 状 況                                                                                                                                                      |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 柴 崎 隆 夫   | 当事業年度において開催された取締役会8回のうち8回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、豊富な経験を活かし、常勤監査役として、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適時行っております。また、監査役会において、重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。  |
| 監査役 齊 藤 進     | 当事業年度において開催された取締役会8回のうち8回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、豊富な経験を活かし、常勤監査役として、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適時行っております。また、監査役会において、主に業務監査、会計監査について必要な発言を行っております。 |
| 監査役 大 塚 利 百 紀 | 当事業年度において開催された取締役会8回のうち8回に、また、監査役会12回のうち11回に出席し、豊富な経験を活かし、常勤監査役として、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適時行っております。また、監査役会において、主に業務監査、会計監査について必要な発言を行っております。 |

|             | 活 動 状 況                                                                                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 萩 原 秀 子 | 当事業年度において開催された取締役会8回のうち8回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、主に会計監査について、適時、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 西 川 清 子 | 当事業年度において開催された取締役会8回のうち8回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、主に会計監査について、適時、必要な発言を行っております。 |

#### □. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### ハ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役の選任は行っておりませんが、監査役全員が社外監査役であり、監査役は取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程、および取締役の業務執行状況について監査するとともに、会計監査人、内部監査室と連携を図る体制になっており、経営監視機能が十分に機能するものとし現状の体制としておりましたが、平成27年5月1日施行の改正会社法により新設された監査等委員会設置会社制度が、当社にとって最もふさわしい機関設計であると判断し、当社第1期定時株主総会において、監査等委員会設置会社の移行に係る定款変更の議案および監査等委員である取締役の選任の議案を上程し、監査等委員会設置会社に移行することで取締役会の監督機能を強化させ、従前にも増して有効なガバナンス体制を築く所存であります。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

PwCあらた監査法人

(注) あらた監査法人は、平成27年7月1日付で、PwCあらた監査法人に名称変更しております。

##### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 項                             | 目 | 支 | 払 | 額     |
|-------------------------------|---|---|---|-------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                 |   |   |   | 28百万円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 |   |   |   | 42百万円 |

(注) 1. 当社の子会社のうち、東京リスマチック株式会社は、PwCあらた監査法人の監査を受けております。

2. 当社および(注) 1. の子会社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価および職務遂行状況並びに監査計画の内容と報酬見積もりの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### ④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、監査の適正性および信頼性が確保できないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当社およびグループ各社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり、整備しております。

### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、法令、定款および行動規範等の社内規程に従い、取締役の職務執行を監督する。

ロ. 管理本部は、コンプライアンスへの取組みを全社横断的に統括し、コンプライアンスの徹底を図る。

ハ. 内部監査室は、監査を通じて各事業部門の職務の執行が法令、定款および社内規程に適合しているか否かを定期的または随時に当社およびグループ各事業部門に対する監査を実施し、その結果を内部監査室長が必要に応じて取締役会および監査役会に報告する。

ニ. 代表取締役社長が、随時「行動規範」および「法令遵守」の精神を役職員に伝えることにより、その精神をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

ホ. 役職員の法令上疑義のある行為等については、外部通報窓口として設置された企業倫理ヘルプラインにより内部者通報制度を運用する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は取締役会議事録、稟議書、その他重要な職務執行に係る情報が記載された文書を、関連資料とともに、適切に管理する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理本部は、経営に係るリスク全般を管理する組織として「危機管理規程」、「リスク管理規程」等に基づき経営における財務リスクおよび業務リスク等の危機管理等を総括的に管理し、全社的統制リスク管理の状況を検証し、各リスクに対応し、その結果を定期的に取締役会および監査役会に報告する。

また、印刷関連サービスの一翼を担う当社としては、個人顧客および取引関係者などの情報資産をあらゆる脅威から守ることが当社の重要な責務であるとの認識に基づき、「個人情報保護規程」および「ネットワーク管理規程」等を制定するとともに、必要な対策を実施する。

さらに、有事の場合には、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会については、「取締役会規程」に基づきその適切な運営を確保するため、定例の取締役会を3カ月に1回以上開催し、また、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行うこととする。



□. 取締役会は、経営計画を策定するとともにその執行を監督する。毎事業年度においては、経営計画との整合性を持たせた全社予算と事業部門別重点施策を策定し、各事業部門を担当する取締役はその実現のため、最も効率的な業務執行制度を決定するとともに、その執行に関し責任を有する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
代表取締役社長の直轄組織である内部監査室の内部監査により、使用人の職務執行につき法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査する。

また、外部通報窓口として設置された企業倫理ヘルプラインによる内部者通報制度により、コンプライアンス体制を強化する。

- ⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
イ. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
「関係会社管理規程」を制定し、子会社に対し、重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務付けるほか、同規程に定める一定の事項について、定期および随時に当社に報告させる。

□. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社は、当社の定める「危機管理規程」、「リスク管理規程」等に準拠し、グループ一体となってリスクマネジメントの一元的な運用管理を行う。

- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社は、「職務権限規程」を制定し、意思決定を効率的に行うほか、グループ共通の社内イントラネットを活用し、業務の効率化に必要となる情報インフラの整備、構築を図る。

- 二. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の内部監査室は、子会社の業務状況の内部監査を実施し、「内部監査規程」に従い随時、代表取締役社長へ報告する。また、当社管理本部は、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を対象部署に対して行う。

- ホ. その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の自主性、独立性を尊重しつつ、その事業運営の支援、育成を目的として、経営全般にわたる管理を実施する。

当社企業グループは、当社および子会社の営業、生産、管理等の部門において、横断的な組織として、情報交換や共有化を図るとともに、重要な問題点についての審議を通じて業務の適正な運営を実現する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議し適切なスタッフを配置する。
  - ロ. 監査役の職務を補助する使用人の異動・人事考課は、監査役と協議しその意向を尊重して実施する。
- ハ. 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に基づき、監査役の監査に係る権限の行使を補助する。
- 二. 監査役の職務を補助する使用人の監査に係る指示の実効性を確保するための社内規程の整備等を行う。
- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制等、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社およびその子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための手続を整備し、また、監査役が必要とする情報を適宜提供する。
  - ロ. 監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図る。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査役の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
  - ロ. 緊急または臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行う他、意思の疎通を図るものとする。
  - ロ. 監査役は、会計監査人および内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を実施する。
- ハ. 社外監査役と責任限定契約を締結し、果敢な監査が実施できる環境を確保する。
- 二. 監査役は、その職務を遂行するために子会社の監査役等との情報連絡を行うなど、子会社の監査役等との意思疎通および情報の交換を図る。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図る。
  - ロ. 財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および他関係法令等との適合性を確保する。

## ⑫ 反社会的勢力排除に関する基本方針

### イ. 基本的な考え方

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針とする。

また、反社会的勢力に関する情報収集に努め、部署間での連携を密にし、所轄警察署・弁護士等外部専門機関との連絡体制を築いた上で、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備する。

### ロ. 整備

- ・反社会的勢力に対する当社の姿勢を「行動規範」に規定し、対応方法等に関しては、「反社会的勢力対応規程」に規定している。これらは共にイントラネット等により役職員に対し開示を行い、反社会的勢力排除に関する基本方針の徹底を図る。
- ・所轄警察署および株主名簿管理人等から関連情報を収集し、不測の事態に備え、最新の動向を把握するよう努める。
- ・反社会的勢力に対する対応は管理本部を窓口とし、当社が入手した情報を一元的に統括・管理し、各部署での対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に関わる重要な問題として認識した場合には、迅速に経営陣に報告する体制をとっている。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般に関する事項

当社の管理本部を主管部署としてグループ全社の内部統制システムの構築・維持・向上を図るとともに、必要に応じて各事業部門にて、規則・ガイドライン・マニュアル等を策定し、グループ共通の社内イントラネットへの掲示ならびに運用を行っております。

運用状況については、内部監査室が中心に、整備された社内規程等の評価およびグループ全社・全事業部門における実施状況等の評価を行い、当社の代表取締役社長へ報告しております。また必要ある場合は取締役会および監査役会に報告することとしております。なお、社内規程および実施状況等の評価にあたり、監査役、会計監査人と連携し、評価の質的向上および効率化を図っております。

また発見された改善または強化すべき事項については、内部監査室から改善依頼を発し、後日改善状況の評価を行い、適正化を図っております。

### ② コンプライアンスに関する事項

当社企業グループの「行動規範」を定め、グループ全社員に「行動規範」等を記載したコンプライアンスカードを配布し、周知させております。また、コンプライアンスカードには、企業倫理ヘルプライン等の外部通報窓口も記載しており、「企業倫理ヘルプライン規程」に基づき、逸脱した行為等を発見した場合の連絡先としております。

③ リスク管理に関する事項

グループ全体のリスクに関しては「リスク管理規程」「危機管理規程」を見直し、同規程に沿って運用しております。

情報セキュリティに関しては、個人情報保護委員会を中心に様々な情報の取扱いについての規程を整備し、運用および実施状況の確認を行っております。

またグループ各社・各事業部門において安全衛生委員会活動による職場環境の改善、労災等の防止を行っております。

④ 監査役に関する事項

当社の監査役は当社およびグループ各社の取締役会、その他重要会議に出席して職務執行の状況等について報告をうけるとともに、取締役、会計監査人、内部監査室との情報の共有、および代表取締役社長との定期的なヒアリングを実施しております。

⑤ 反社会的勢力排除に向けた体制に関する事項

「反社会的勢力対応規程」を定めて、グループ共通の社内イントラネットに掲示の上、周知徹底を行っております。

当社企業グループは、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係りを一切持たないこととしております。

関係取引先との取引開始時には、反社会的勢力の排除条項を既定した基本契約書を取り交わし、反社会的勢力の排除に備えております。また、所轄警察、弁護士、その他外部機関との連絡体制を定めて情報収集を行っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

#### (8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、利益配分については、年4回とすることを基本として、取締役会が都度決定することにしております。また、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。」旨定款に定めております。

配当金については、安定配当の継続を基本としつつ、業績および財務状況、配当性向、内部留保などを総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

このうち内部留保金は、経営基盤の強化を図るとともに、事業拡大の観点から成長が見込まれる分野への投資などに有効活用してまいります。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株当たり6円とすることを、平成28年2月12日開催の取締役会で決議いたしました。これによって第1四半期配当、第2四半期配当、第3四半期配当と合わせた当期の年間配当額は、1株当たり24円となりました。

なお、当期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議                  | 1株当たり配当額<br>(円) | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 基準日             | 効力発生日           |
|---------------------|-----------------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 平成27年5月13日<br>取締役会  | 6.00            | 資本剰余金 | 69(注)           | 平成27年<br>3月31日  | 平成27年<br>5月26日  |
| 平成27年8月11日<br>取締役会  | 6.00            | 資本剰余金 | 69(注)           | 平成27年<br>6月30日  | 平成27年<br>9月25日  |
| 平成27年11月10日<br>取締役会 | 6.00            | 資本剰余金 | 69(注)           | 平成27年<br>9月30日  | 平成27年<br>11月25日 |
| 平成28年2月12日<br>取締役会  | 6.00            | 利益剰余金 | 70(注)           | 平成27年<br>12月31日 | 平成28年<br>3月28日  |

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託に対する配当金を含めておりません。これは、従業員持株会信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

(注) 本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、また、割合および1株当たりの数値は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部           |        | 負 債 の 部                   |        |
|-------------------|--------|---------------------------|--------|
| 科 目               | 金 額    | 科 目                       | 金 額    |
| 流 動 資 産           | 13,104 | 流 動 負 債                   | 15,637 |
| 現 金 及 び 預 金       | 3,565  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金         | 1,659  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 7,041  | 短 期 借 入 金                 | 11,000 |
| 電 子 記 録 債 権       | 703    | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 686    |
| 商 品 及 び 製 品       | 348    | 未 払 法 人 税 等               | 42     |
| 仕 掛 品             | 450    | そ の 他                     | 2,249  |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 302    | 固 定 負 債                   | 5,820  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 136    | 長 期 借 入 金                 | 3,216  |
| そ の 他             | 752    | 繰 延 税 金 負 債               | 219    |
| 貸 倒 引 当 金         | △196   | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 840    |
| 固 定 資 産           | 17,681 | 資 産 除 去 債 務               | 29     |
| 有 形 固 定 資 産       | 13,481 | そ の 他                     | 1,513  |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 3,590  | 負 債 合 計                   | 21,457 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 2,952  | 純 資 産 の 部                 |        |
| 土 地               | 6,703  | 株 主 資 本                   | 9,122  |
| 建 設 仮 勘 定         | 2      | 資 本 金                     | 400    |
| そ の 他             | 232    | 資 本 剰 余 金                 | 3,070  |
| 無 形 固 定 資 産       | 2,113  | 利 益 剰 余 金                 | 5,839  |
| の れ ん             | 1,884  | 自 己 株 式                   | △187   |
| そ の 他             | 229    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 109    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 2,087  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 84     |
| 投 資 有 価 証 券       | 1,114  | 為 替 換 算 調 整 勘 定           | 21     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 181    | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | 3      |
| そ の 他             | 814    | 少 数 株 主 持 分               | 97     |
| 貸 倒 引 当 金         | △23    | 純 資 産 合 計                 | 9,329  |
| 資 産 合 計           | 30,786 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 30,786 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



連結損益計算書

(自 平成27年 1月 1 日)  
(至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 金 額 |        |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|--------|
| 売上  | 上 | 原 | 高 |   |   |   |   |   |   |     | 32,848 |
| 売   | 上 | 上 | 価 |   |   |   |   |   |   |     | 25,091 |
| 販   | 費 | 総 | 利 | 益 |   |   |   |   |   |     | 7,756  |
| 営   | 及 | 一 | 費 |   |   |   |   |   |   |     | 7,219  |
| 営   | 業 | 般 | 管 | 理 | 費 |   |   |   |   |     | 537    |
|     | 業 | 業 | 収 | 益 |   |   |   |   |   |     |        |
|     | 受 | 取 | 息 | 及 | び | 配 | 当 | 金 |   | 3   |        |
|     | 為 | 利 | 替 |   |   | 差 |   | 益 |   | 6   |        |
|     | 投 | 資 | 事 | 業 | 組 | 合 | 運 | 用 |   | 38  |        |
|     | そ |   |   |   |   | の |   | 益 |   | 66  |        |
| 営   | 業 | 外 | 費 | 用 |   |   |   | 他 |   |     | 114    |
|     | 支 | 払 | 利 | 息 |   |   |   |   |   | 122 |        |
|     | 持 | 分 | 法 | に | よ | る | 投 | 資 | 損 | 34  |        |
|     | 匿 | 名 | 組 | 合 | 投 | 資 | 損 | 失 |   | 414 |        |
|     | そ |   |   |   |   | の |   | 他 |   | 47  |        |
| 特   | 経 | 常 | 利 | 益 |   |   |   | 益 |   |     | 32     |
|     | 固 | 定 | 資 | 産 | 売 | 却 | 益 |   |   | 18  |        |
|     | 投 | 資 | 有 | 価 | 証 | 券 | 売 | 却 | 益 | 124 |        |
|     | 保 | 険 | 解 | 約 | 返 | 戻 | 金 |   |   | 36  |        |
| 特   |   | 別 | 損 | 失 |   |   |   |   |   |     | 180    |
|     | 固 | 定 | 資 | 産 | 売 | 却 | 損 |   |   | 15  |        |
|     | 固 | 定 | 資 | 産 | 除 | 却 | 損 |   |   | 13  |        |
|     | 減 |   | 損 |   | 損 |   |   | 失 |   | 322 |        |
|     | 損 | 害 | 賠 | 償 |   |   |   | 金 |   | 50  |        |
|     | そ |   | の |   |   |   |   | 他 |   | 79  |        |
| 税   | 金 | 等 | 調 | 整 | 前 | 当 | 期 | 純 | 損 |     | 480    |
| 法   | 人 | 税 | 、 | 住 | 民 | 税 | 及 | び | 事 |     | 268    |
| 法   | 人 | 税 | 等 | 調 | 整 |   |   | 業 | 税 | 96  |        |
| 少   | 数 | 株 | 主 | 損 | 益 | 調 | 整 | 前 | 当 | 期   | 156    |
| 少   | 数 | 株 | 主 | 利 |   |   |   | 純 | 損 |     | 424    |
| 当   | 期 | 純 | 損 | 失 |   |   |   | 益 |   | 4   |        |
|     |   |   |   |   |   |   |   | 失 |   |     | 428    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 1月 1 日)  
(至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

|                                                    | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|----------------------------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                                                    | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                                          | 1,279   | 2,374     | 6,388     | △267    | 9,775       |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る<br>累 積 的 影 響 額                 |         |           | △50       |         | △50         |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た<br>当 期 首 残 高               | 1,279   | 2,374     | 6,337     | △267    | 9,724       |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額                              |         |           |           |         |             |
| 株 式 移 転 に よ る 増 減                                  | △879    | 879       |           |         | －           |
| 剰 余 金 の 配 当                                        |         | △215      | △69       | 6       | △278        |
| 当 期 純 損 失                                          |         |           | △428      |         | △428        |
| 自 己 株 式 の 処 分                                      |         | 40        |           | 73      | 113         |
| 連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る<br>持 分 の 増 減             |         | △9        |           |         | △9          |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結<br>会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) |         |           |           |         |             |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計                          | △879    | 695       | △498      | 79      | △602        |
| 当 期 末 残 高                                          | 400     | 3,070     | 5,839     | △187    | 9,122       |

|                                                    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |           |                  |                              | 少数株主持分 | 純資産合計  |
|----------------------------------------------------|-----------------------|-----------|------------------|------------------------------|--------|--------|
|                                                    | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |        |        |
| 当 期 首 残 高                                          | 137                   | 24        | △15              | 146                          | 84     | 10,006 |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る<br>累 積 的 影 響 額                 |                       |           |                  |                              |        | △50    |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た<br>当 期 首 残 高               | 137                   | 24        | △15              | 146                          | 84     | 9,955  |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額                              |                       |           |                  |                              |        |        |
| 株 式 移 転 に よ る 増 減                                  |                       |           |                  |                              |        | －      |
| 剰 余 金 の 配 当                                        |                       |           |                  |                              |        | △278   |
| 当 期 純 損 失                                          |                       |           |                  |                              |        | △428   |
| 自 己 株 式 の 処 分                                      |                       |           |                  |                              |        | 113    |
| 連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る<br>持 分 の 増 減             |                       |           |                  |                              |        | △9     |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結<br>会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) | △52                   | △2        | 18               | △36                          | 13     | △23    |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計                          | △52                   | △2        | 18               | △36                          | 13     | △626   |
| 当 期 末 残 高                                          | 84                    | 21        | 3                | 109                          | 97     | 9,329  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |        | 負 債 の 部         |        |
|-----------------|--------|-----------------|--------|
| 科 目             | 金 額    | 科 目             | 金 額    |
| 流 動 資 産         | 777    | 流 動 負 債         | 5,915  |
| 現金及び預金          | 134    | 短期借入金           | 5,850  |
| 前払費用            | 2      | 未払費用            | 9      |
| 繰延税金資産          | 0      | 未払法人税等          | 3      |
| 短期貸付金           | 550    | 預り金             | 0      |
| その他             | 89     | その他             | 52     |
| 固 定 資 産         | 13,526 | 固 定 負 債         | 187    |
|                 |        | 長期借入金           | 18     |
|                 |        | 長期預り金           | 169    |
|                 |        | 負債合計            | 6,103  |
|                 |        | 純 資 産 の 部       |        |
|                 |        | 株 主 資 本         | 8,187  |
|                 |        | 資 本 金           | 400    |
|                 |        | 資 本 剰 余 金       | 7,217  |
|                 |        | その他資本剰余金        | 7,217  |
|                 |        | 利 益 剰 余 金       | 758    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 13,525 | その他利益剰余金        | 758    |
|                 |        | 繰越利益剰余金         | 758    |
|                 |        | 自 己 株 式         | △187   |
|                 |        | 評価・換算差額等        | 12     |
|                 |        | その他有価証券評価差額金    | 12     |
| 投資有価証券          | 397    | 純 資 産 合 計       | 8,200  |
| 関係会社株式          | 13,115 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 14,303 |
| その他             | 12     |                 |        |
| 資 産 合 計         | 14,303 |                 |        |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 1月 5 日)  
(至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |     |
|-------------------------|-----|-----|
| 売 上 高                   |     | 854 |
| 売 上 総 利 益               |     | 854 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     | 431 |
| 営 業 利 益                 |     | 422 |
| 営 業 外 収 益               |     |     |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 2   |     |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益       | 14  |     |
| そ の 他                   | 0   | 17  |
| 営 業 外 費 用               |     |     |
| 支 払 利 息                 | 49  |     |
| そ の 他                   | 2   | 51  |
| 経 常 利 益                 |     | 389 |
| 特 別 利 益                 |     |     |
| 現 物 配 当 に 伴 う 交 換 利 益   | 817 |     |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益       | 51  | 868 |
| 特 別 損 失                 |     |     |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 507 |     |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 5   | 513 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     | 744 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 5   |     |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △18 | △13 |
| 当 期 純 利 益               |     | 758 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 1月 5 日)  
(至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

|                                                  | 株 主 資 本 |           |                 |               |
|--------------------------------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
|                                                  | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               |
|                                                  |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高                                        | －       | －         | －               | －             |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                                |         |           |                 |               |
| 株 式 移 転 に よ る 増 加                                | 400     |           | 7,392           | 7,392         |
| 剰 余 金 の 配 当 ( 注 ) 2                              |         |           | △215            | △215          |
| 当 期 純 利 益                                        |         |           |                 |               |
| 自 己 株 式 の 取 得                                    |         |           |                 |               |
| 自 己 株 式 の 処 分                                    |         |           | 40              | 40            |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |                 |               |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                            | 400     | －         | 7,217           | 7,217         |
| 当 期 末 残 高                                        | 400     | －         | 7,217           | 7,217         |

(単位：百万円)

|                                                  | 株 主 資 本   |                 |               |               |
|--------------------------------------------------|-----------|-----------------|---------------|---------------|
|                                                  | 利 益 剰 余 金 |                 |               |               |
|                                                  | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |
|                                                  |           | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |
| 当 期 首 残 高                                        | －         | －               | －             | －             |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                                |           |                 |               |               |
| 株 式 移 転 に よ る 増 加                                |           |                 |               |               |
| 剰 余 金 の 配 当 ( 注 ) 2                              |           |                 |               |               |
| 当 期 純 利 益                                        |           |                 | 758           | 758           |
| 自 己 株 式 の 取 得                                    |           |                 |               |               |
| 自 己 株 式 の 処 分                                    |           |                 |               |               |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 ) |           |                 |               |               |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                            | －         | －               | 758           | 758           |
| 当 期 末 残 高                                        | －         | －               | 758           | 758           |

(単位：百万円)

|                                                  | 株 主 資 本 |        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      |                        | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------------------------------|---------|--------|----------------------|------------------------|-----------|
|                                                  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                                        | －       | －      | －                    | －                      | －         |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                                |         |        |                      |                        |           |
| 株 式 移 転 に よ る 増 加                                |         | 7,792  |                      |                        | 7,792     |
| 剰 余 金 の 配 当 ( 注 ) 2                              | 6       | △209   |                      |                        | △209      |
| 当 期 純 利 益                                        |         | 758    |                      |                        | 758       |
| 自 己 株 式 の 取 得                                    | △267    | △267   |                      |                        | △267      |
| 自 己 株 式 の 処 分                                    | 73      | 113    |                      |                        | 113       |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 ) |         |        | 12                   | 12                     | 12        |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                            | △187    | 8,187  | 12                   | 12                     | 8,200     |
| 当 期 末 残 高                                        | △187    | 8,187  | 12                   | 12                     | 8,200     |

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は平成27年1月5日に単独株式移転により設立された完全親会社であるため、剰余金の配当については、完全子会社である東京リスマチック株式会社の平成27年2月13日開催の取締役会決議、及び平成27年5月13日、平成27年8月11日及び平成27年11月10日開催の当社取締役会決議によるものであります。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月26日

株式会社日本創発グループ

取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 達 也 ㊞  
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 大 橋 佳 之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本創発グループの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本創発グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月26日

株式会社日本創発グループ

取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 藤 達 也 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 橋 佳 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本創発グループの平成27年1月5日から平成27年12月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月5日から平成27年12月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PWC あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PWC あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月29日

株式会社日本創発グループ 監査役会

常勤監査役  
(社外監査役) 柴 崎 隆 夫 ㊞

常勤監査役  
(社外監査役) 齊 藤 進 ㊞

常勤監査役  
(社外監査役) 大 塚 利百紀 ㊞

監査役  
(社外監査役) 萩 原 秀 子 ㊞

監査役  
(社外監査役) 西 川 清 子 ㊞

以 上



株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

当社は、取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により経営の健全性とさらなる企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現行定款                                                                                              | 変更案                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                                                            | 第1章 総則                                                                                             |
| （機 関）<br>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>（1）取締役会<br>（2）監査役<br><u>（3）監査役会</u><br><u>（4）会計監査人</u> | （機 関）<br>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>（1）取締役会<br>（2） <u>監査等委員会</u><br>（削除）<br><u>（3）会計監査人</u> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、16名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> | <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、16名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、10名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>(取締役会の決議)</p> <p>第27条 (条文省略)</p>                                                                                                                                      | <p>(取締役会の決議)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>                                                                                                                                   | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席取締役ならびに監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</p>                                          | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席取締役はこれに記名押印または電子署名を行う。</p>                                                                                                                                                             |
| <p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 (条文省略)</p>                                                                                                                                       | <p>(取締役会規程)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>(報酬等および退職慰労金)</p> <p>第31条 取締役の報酬等および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>                                                                                                      | <p>(報酬等および退職慰労金)</p> <p>第32条 取締役の報酬等および退職慰労金（以下、「<u>報酬等</u>」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して、株主総会の決議によって定めるものとする。</p>                                                                                                                                  |

| 現行定款                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令で定める額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令で定める額とする。</p> |
| <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第33条 当会社の監査役は6名以内とする。</p>                                                                                            | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>                                                                                                                                                      |
| <p>(選任方法)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                                  | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                  |
| <p>(任 期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>            | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                  |
| <p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                                      | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                  |

| 現行定款                                                                                                                                                               | 変更案         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                | <p>(削除)</p> |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>                                   | <p>(削除)</p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第40条 <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>                                                                 | <p>(削除)</p> |
| <p><u>(報酬等および退職慰労金)</u></p> <p>第41条 <u>監査役の報酬等および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                    | <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (監査役の責任免除)                                                                                                                                                                                                                                              | (削除)                                                                                                                                     |
| <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令で定める額とする。</p> |                                                                                                                                          |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                    | 第5章 監査等委員会                                                                                                                               |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                    | (監査等委員会の招集通知)                                                                                                                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意がある場合は、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                    | (監査等委員会の議事録)                                                                                                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>第35条 監査等委員会の議事録は、法令に定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>                                               |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                    | (監査等委員会の決議の方法)                                                                                                                           |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>                                                                            |

| 現行定款                                          | 変更案                                                             |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| (新設)                                          | (監査等委員会規程)                                                      |
|                                               | 第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> |
| 第6章 会計監査人                                     | 第6章 会計監査人                                                       |
| (選任方法)                                        | (選任方法)                                                          |
| 第43条 (条文省略)                                   | 第38条 (現行どおり)                                                    |
| (任 期)                                         | (任 期)                                                           |
| 第44条 (条文省略)                                   | 第39条 (現行どおり)                                                    |
| (報酬等)                                         | (報酬等)                                                           |
| 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。 | 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。                 |
| 第7章 計算                                        | 第7章 計算                                                          |
| (事業年度)                                        | (事業年度)                                                          |
| 第46条 (条文省略)                                   | 第41条 (現行どおり)                                                    |
| (剰余金の配当等の決定機関)                                | (剰余金の配当等の決定機関)                                                  |
| 第47条 (条文省略)                                   | 第42条 (現行どおり)                                                    |
| (剰余金の配当の基準日)                                  | (剰余金の配当の基準日)                                                    |
| 第48条 (条文省略)                                   | 第43条 (現行どおり)                                                    |
| (第1四半期配当金等の除斥期間)                              | (第1四半期配当金等の除斥期間)                                                |
| 第49条 (条文省略)                                   | 第44条 (現行どおり)                                                    |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| <p>附則</p> <p>(最初の事業年度)</p> <p>第50条 第46条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成27年12月31日までとする。</p> <p>(最初の取締役および監査役の報酬)</p> <p>第51条 当会社の最初の取締役に対する、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、第31条の規定にかかわらず、総額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。</p> <p>2 当会社の最初の監査役に対する、前項の期間の監査役の報酬等の額は、第41条の規定にかかわらず、総額30百万円以内とする。</p> | <p>附則</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |



| 現行定款                                   | 変更案                                                                                                             |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                   | 第1条 当社は、第1回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。             |
| (新設)                                   | 2 第1回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。 |
| (附則の削除)                                | (削除)                                                                                                            |
| 第52条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。 |                                                                                                                 |
| (新設)                                   | (定款の変更の効力発生)                                                                                                    |
|                                        | 第2条 本変更は、平成28年3月25日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって効力を生ずることとする。なお、本条は効力発生の時をもって削除する。                                        |

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 鈴 木 隆 一<br>(昭和42年2月14日) | 平成2年8月 東京リスマチック株式会社入社<br>平成7年3月 同社常務取締役<br>平成7年12月 同社代表取締役社長（現任）<br>平成27年1月 当社代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>東京リスマチック株式会社代表取締役社長<br>株式会社TKO代表取締役<br>株式会社美松堂代表取締役<br>株式会社エム・ピー・ビー代表取締役<br>株式会社ビアンコ代表取締役<br>株式会社メディコス・エンタテインメント代表取締役<br>株式会社サカモト代表取締役 | 326,900株       |
| 2         | 寺 澤 眞 一<br>(昭和40年8月18日) | 平成15年2月 東京リスマチック株式会社入社<br>平成17年3月 同社取締役生産本部長<br>平成25年12月 同社取締役生産本部管掌<br>平成27年1月 当社取締役（現任）<br>平成27年10月 東京リスマチック株式会社<br>取締役本部長（現任）                                                                                                                  | 2,600株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | 鈴木 俊郎<br>(昭和44年5月30日) | 平成5年1月 東京リスマチック株式会社入社<br>平成13年6月 同社社長室長<br>平成16年1月 同社営業推進本部長<br>平成18年3月 同社取締役営業推進本部長<br>平成19年7月 同社取締役営業本部長<br>平成21年1月 同社取締役事業本部長<br>平成23年1月 同社取締役営業推進本部長<br>平成25年1月 同社取締役（現任）<br>平成27年1月 当社取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社プレシーズ代表取締役 | 7,300株     |
| 4     | 根岸 大蔵<br>(昭和58年2月20日) | 平成17年12月 株式会社マイクログローブ設立<br>代表取締役<br>平成25年12月 東京リスマチック株式会社入社<br>カスタマー本部長<br>平成26年3月 同社取締役カスタマー本部長<br>平成27年1月 当社取締役（現任）<br>平成27年10月 東京リスマチック株式会社<br>取締役クリエイティブ本部長（現任）                                                                | 20,300株    |

(注)取締役候補者鈴木隆一氏は、東京リスマチック株式会社の代表取締役を兼務し、当社は同社との間に、資金借入等の取引があります。また、株式会社サカモトの代表取締役を兼務し、当社は同社との間に資金貸付等の取引があります。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力が生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                            | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | しげ さき たか お<br>柴 崎 隆 夫<br>(昭和17年10月15日)   | 昭和41年4月 株式会社富士銀行入行<br>平成4年10月 同行国際総括部 参事役<br>平成9年3月 橋本フォーミング工業株式会社転籍<br>英国財務・人事・購買部長<br>平成15年3月 東京リスマチック株式会社 常勤監査役<br>平成27年1月 当社常勤監査役(現任)     | 一株             |
| 2         | さい とう すずむ<br>齊 藤 進<br>(昭和13年2月2日)        | 昭和33年4月 富士写真フィルム株式会社入社<br>平成8年6月 株式会社富士グラフィックサービス代表取締役<br>平成13年8月 株式会社コムテックス 顧問<br>平成15年3月 東京リスマチック株式会社 常勤監査役<br>平成27年1月 当社常勤監査役(現任)          | 一株             |
| 3         | おお つか とし ゆき<br>大 塚 利 百 紀<br>(昭和23年1月23日) | 昭和46年4月 株式会社写研入社<br>平成13年8月 同社取締役営業グループ長<br>平成15年7月 日立キャピタル株式会社入社<br>平成20年7月 興銀リース株式会社入社<br>平成23年3月 東京リスマチック株式会社 常勤監査役<br>平成27年1月 当社常勤監査役(現任) | 一株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | 野 沢 佳 津 夫<br>(昭和26年9月27日) | 昭和49年4月 キヤノン販売株式会社入社<br>平成3年5月 キヤノンUSA. Inc赴任<br>平成10年1月 キヤノンCanada. Inc赴任<br>平成14年1月 キヤノン販売株式会社 事務機企画本部長<br>平成17年1月 同社名古屋支店長、中部営業本部長<br>平成18年4月 同社理事<br>平成19年4月 同社理事、PPS販売事業部長<br>平成19年4月 キヤノンプリントスクエア株式会社代表取締役<br>平成24年10月 日本オセ株式会社代表取締役<br>平成26年5月 シナジーコミュニケーションズ株式会社入社<br>平成27年5月 シナジーコミュニケーションズ株式会社退社 | 一株         |
| 5     | 萩 原 秀 子<br>(昭和25年3月22日)   | 昭和57年1月 大栄税理士学院講師<br>昭和57年4月 税理士登録<br>税理士事務所開設<br>平成9年3月 東京リスマチック株式会社 監査役<br>平成27年1月 当社監査役(現任)                                                                                                                                                                                                             | 1,000株     |
| 6     | 西 川 清 子<br>(昭和23年10月8日)   | 昭和50年9月 人見公認会計士事務所入所<br>昭和56年5月 税理士登録<br>昭和60年3月 西川税務会計事務所開設<br>平成14年3月 東京リスマチック株式会社 監査役<br>平成27年1月 当社監査役(現任)                                                                                                                                                                                              | 一株         |

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者は全員社外取締役候補者であります。
3. 柴崎隆夫氏は、金融機関における長年の経験と財務および会計に関する豊富な知見に基づき、これまで社外監査役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため選任をお願いするものであります。
- また、同氏は現在当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏が選任された場合は、改めて独立役員として届け出る予定であります。

4. 齊藤進氏は、代表取締役としての会社経営の実績もあり、会社経営に関する豊富な経験等に基づき、これまで社外監査役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため選任をお願いするものであります。
5. 大塚利百紀氏は、取締役として会社経営の実績があり、また、当社が属する業界における豊富な経験と幅広い見識から、これまで社外監査役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため選任をお願いするものであります。
6. 野沢佳津夫氏は、代表取締役としての会社経営の実績と、当社が属する業界における豊富な経験と幅広い見識を有しております。監査等委員である社外取締役としての立場で当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
7. 萩原秀子氏、西川清子氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる税理士としての職歴を通じて、財務および会計に関する専門知識に基づき、これまで社外監査役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため選任をお願いするものであります。
8. 野沢佳津夫氏を除く5名は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、選任が承認された場合、5名と責任限定契約を改めて締結する予定です。また、野沢佳津夫氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

**第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成26年10月24日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は4名となります。

**第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は6名となります。

以上

メ モ

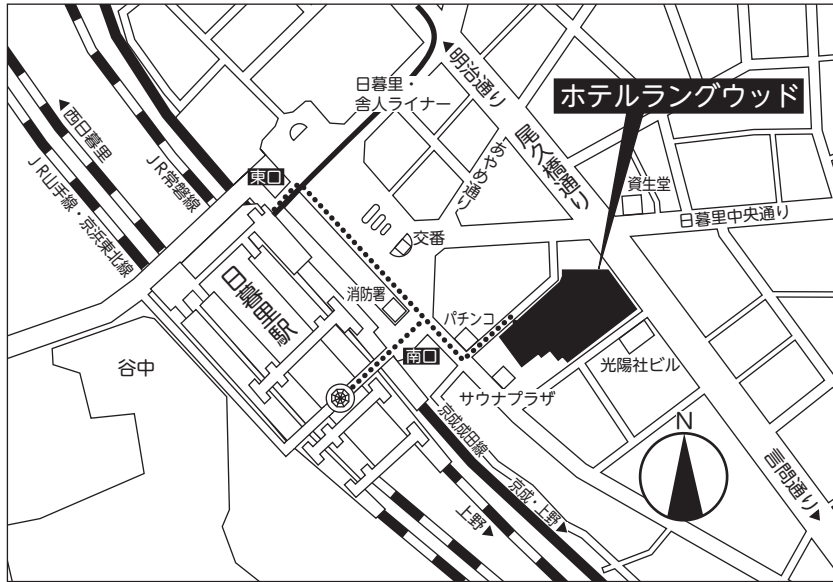
Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.



Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図



ホテルラングウッド 2階 朱鷺の間

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号

電話 03-3803-1234(代)

交通： JR日暮里駅、京成日暮里駅、日暮里・舎人ライナー日暮里  
駅から徒歩3分

※駐車場の収容台数には限りがございますので、なるべく電車等の交通機関をご利用ください。

※本年より、株主総会ご出席の株主様へのお土産はとりやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。